平成18年11月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第87号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表 の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する 場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該 改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。) に対応する同表の改正 後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式 を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

> 改正後 改正前

(確認申請書の添付書類)

第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲|第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲 げる書類を添付しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 法第31条第2項の規定により屎尿浄化槽を設 置するときは、様式第2号による調書
- 2 略

(氏名等の変更の届出)

第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条|第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条 の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用 する場合を含む。)の規定による確認を受けた者は、 当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏 名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工 事施工者の氏名若しくは住所に変更があったとき は、様式第3号による届書を建築主事に提出しなけ ればならない。

(道路の位置の指定の変更等)

第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の 第9条 法第42条第1項第5号の道路の位置の指定の 変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条 及び前条の規定の例により申請書を総合事務所長 (鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第 32号) 第6条第1項の規定により知事の権限に属す る事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号) 第1条の規定により

(確認申請書の添付書類)

げる書類を添付しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

2 略

(氏名等の変更の届出)

の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用 する場合を含む。)の規定による確認を受けた者は、 当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏 名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工 事施工者の氏名若しくは住所に変更があったとき は、様式第2号による届書を建築主事に提出しなけ ればならない。

(道路の位置の指定の変更等)

変更又は取消しを受けようとする者は、省令第9条 及び前条の規定の例により申請書を知事に提出しな ければならない。

設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。)に 提出しなければならない。

置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、 公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(許可等の申請)

- 10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面 は、次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) その他総合事務所長が必要と認める書類
- 2及び3 略

(申請書等の提出先)

よる知事又は総合事務所長に対する申請、通知、届 出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物又は 工作物の敷地の所在地の区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める機関に提出してしなければならな V,°

様式第2号(第2条関係)

浄化槽設置調書 (新規・変更)

年 月 日

建築主の住所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

	电叩笛力						
1 設置場所							
の地名地番							
2 種類	① 建築基準法に基づく型式適						
	合認定浄化槽						
	名称						
	認定番号						
	② 浄化槽法に基づく型式認定						
	浄化槽						
	名称						
	認定番号						
	③ その他						
3 処理の対	① 屎尿のみ						
象	② 屎尿及び雑排水						
4 当該浄化	(用途)						
槽において							

2 総合事務所長は、前項の申請に基づいて道路の位 2 知事は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定 かつ、申請者に通知するものとする。

(許可等の申請)

- 第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第 第13条 省令第10条の4第1項若しくは第4項又は第 10条の4の2第1項の規則で定める図書又は書面 は、次に掲げるものとする。
 - (1)及び(2) 略
 - (3) その他知事が必要と認める書類
 - 2及び3 略

(申請書等の提出先)

第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定に 第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定に よる知事に対する申請、通知、届出又は報告は、別 表第2の左欄に掲げる建築物又は工作物の敷地の所 在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機 関に提出してしなければならない。

,	
処理する屎	
尿等を排出	
する建築物	
の用途及び	
延べ面積	延べ面積 m ²
5 処理対象	(算定根拠)
人員及び算	
定根拠	処理対象人員 人
6 処理能力	ア 日平均汚水
	量 m³/日
	イ 生物化学的
	酸素要求量の
	除去率 %
	ウ 放流水の生
	物化学的酸素
	要求量 mg/l
7 放流先又	① 側溝 ② 河川
は放流方法	③ 湖沼 ④ 海域
	⑤ 地下浸透
	⑥ その他 ()
8 工事を行	氏名又は名称
う予定の浄	
化槽工事業	
者の氏名又	
は名称及び	
登録番号	登録番号 登・届 第 号
9 着工予定	10 使用開
年月日	年月日 始予定年 年月日
	月日
11 付近の見	別紙のとおり
取図	
12 その他特	
記すべき事	
項	

特定行政庁及び指定確認検査機関記入欄

確認番号	確認年月日

- 注 1 2 欄、3 欄及び7 欄は、該当するものを ○で囲むこと。
 - 2 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、 方位、道路及び目標となる地物を明示する こと。
 - 3 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が 当面異なる場合にその使用予定人員を記入

すること。

様式第3号 略

様式第4号 削除

様式第5号(第8条関係)

道路位置指定申請書

職氏名様

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路 の位置の指定を申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

(EII)

(EII)

略

備考 略

様式第7号(第13条関係)

建築許可申請書

職 氏名 様

鳥取県建築基準法施行条例第3条ただし書の規 定による許可を申請します。

年 月 日

申請者 氏名

備考 略

様式第8号(第13条関係)

認定申請書

職氏名様

鳥取県建築基準法施行条例第 条第 項 (ただし書) の規定による認定を申請します。

年 月 日

様式第2号 略

様式第3号及び様式第4号 削除

様式第5号(第8条関係)

道路位置指定申請書

鳥取県知事 様

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路 の位置の指定を申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

略

備考 略

様式第7号(第13条関係)

建築許可申請書

鳥取県知事 様

鳥取県建築基準条例第3条ただし書の規定によ る許可を申請します。

年 月 日

申請者 氏名

備考 略

様式第8号(第13条関係)

認定申請書

鳥取県知事 様

鳥取県建築基準条例第 条第 項(ただし 書)の規定による認定を申請します。

年 月 日

	申請者	氏名	(FI)			申請者	氏名	
略				略				
備考略				備考	略			

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。